

令和 7・8 年度工事競争参加資格再認定実施要領
(令和 8 年 7 月 7 日制定・令和 8 年要領第 1 4 2 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項に規定する経営事項審査の審査基準が令和 8 年国土交通省告示第 2 6 2 号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和 7・8 年度を有効期間とする西日本高速道路株式会社の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の競争参加資格について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号、以下「規則」という。）第 2 1 条の 4 に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定（以下、単に「再認定」という。）を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等を定めることを目的とする。

(申請要件)

第 2 条 再認定の申請にあたっては、次の各号を要件とする。

- 一 「令和 7・8 年度工事等競争参加資格登録要領」（令和 6 年要領第 1 5 6 号）（以下、「登録要領」という。）第 6 条第 1 号から第 5 号及び第 8 号から第 1 2 号に掲げる者でないこと。
- 二 改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき令和 7・8 年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号）第一の一の 2 に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の 1 年 7 月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

(審査方法)

第 3 条 再認定の申請にあたっては、登録要領第 7 条に定める書類のうち、次の各号に掲げる書類を提出させ、登録要領第 8 条に基づき資格審査を実施するものとする。

- 一 競争参加資格審査申請書（登録要領別添 1 様式 1－1）
- 二 希望工種別年間平均完成工事高内訳表（登録要領別添 1 様式 2）
- 三 規則第 2 1 条の 4 に規定する総合評定値通知書の写し
- 四 委任状（行政書士等が代理申請する場合）

2 前項において、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、前項第一号（登録要領別

添1様式1－1)及び第三号のみ提出するものとする。

3 再認定の申請は、再認定の申請者が既に認定を受けている全工種一括で行うものとする。

(受付期間)

第4条 再認定の申請の受付期間は、令和8年8月1日から令和8年12月15日までとする。

(認定時期)

第5条 再認定は、毎月1回の頻度により一括して行うこととし、その認定日は申請書を受理してから45日以内の日とする。

(有効期間)

第6条 再認定を受けた競争参加資格登録の有効期間は、再認定の日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのないものについては、登録要領に基づき手続きを行うものとする。